

大規模災害への備えと社会インフラの充実を求める意見書（案）

和歌山県は風水害の常襲地帯であり、平成23年紀伊半島大水害、平成30年台風第20号など、今も尚、県土各地に爪痕を残している。近年、和歌山県のみならず日本各地で風水害が毎年のように襲ってくる事態に直面している。関東地方などで記録的な大雨による甚大な被害が発生した令和元年の東日本台風の記憶が風化する間もなく、今年7月豪雨で九州地方を中心に甚大な被害が発生した。風水害だけではなく、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震等への対策も喫緊の課題であり、特に沿岸部の津波対策は急を要する。

平成30年に始まった「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、河道掘削や道路法面对策、沿岸部の津波対策が着実に進捗している。しかし、今年度に最終年を迎えているが、対策の必要な箇所は未だ多数存在している。その上、老朽化が進行しており、災害時に被災しやすくなっている。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済や国民生活への甚大な影響が出ており、9月8日に内閣府が発表した4～6月期のGDPは、前期比7.9%減（年換算28.1%）という戦後最悪の経済の落ち込みを記録した。県下の観光などの民間需要も5月以降大きく落ち込み、地域経済は大きな打撃を受けている。感染拡大防止と社会経済活動との両立を図りながら、地域経済を早急に復興させるためには、新型コロナの影響が比較的小さく、広範な波及効果を期待できる公共事業の集中的かつ早期実施が効果的である。その際、地方負担によっては機動的な実施が困難な場合が想定されるため、地方負担の軽減が必須である。

また、新型コロナウイルス感染症では、多くの国民が大都市一極集中の弊害を痛感し、大都市圏から地方への移住、官公庁や企業の機能分散などの必要性を認識した。地方部は、都市機能を十分に受けることができるように、経済活動の基盤となる高速道路等の道路網や自然災害に対して強靱な社会インフラ、避難情報等の正確な伝達や被災状況の迅速な把握を可能とする社会インフラのデジタル化を早期に完成させることが必要である。

以上のことから、国においては、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く、予防保全への転換に向けた老朽化対策等を含む5か年計画を策定し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 都市部の機能を地方に移転させるための基盤となる高速道路等道路ネットワーク、自然災害に強靱な社会インフラ、社会インフラのデジタル化を早急に完成させるために、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保すること。

3 新型コロナウイルス感染症によりダメージを受けた地域経済の早期復興を図るため、波及効果の高い公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。

その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

様

和歌山県議会議長 岸 本 健
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)